

税と繁栄

《発行所》

社団法人門真納税協会
門真市殿島町8番10号
広報部会
発行人 伊藤 榮保
編集人 東坂 巖

第219号

平成21年2月10日

(題字は彦彦会長筆)

確定申告特別号

確定申告の準備は進んでいますか?!

消費税

個人事業者
3月31日(火)まで

所得税

事業者・サラリーマン
3月16日(月)まで

申告が必要な人

1. 平成18年の課税売上が1,000万円超の事業者(基準期間)

・基準期間の課税売上高が1,000万円を超えたときは「消費税課税事業者届出書」を速やかに税務署に提出してください。

・基準期間の課税売上高が1,000万円以下となったときは「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を速やかに税務署に提出してください。

平成18年分の課税売上高1,000万円

超

課税事業者



原則課税

簡易課税

以下

免税事業者



仕入れ税額の集計を省略できます。事業区分に応じた「みなし仕入率」で計算します。

※一定の場合で、事前に簡易課税制度の適用を受ける旨の届けが必要

新規に開業された場合!

納税協会にお気軽にご相談下さい!

個人事業者の新規開業年とその翌年は、基準期間の課税売上高がないので、原則として免税事業者になります。

申告が必要な人

1. 個人事業主の人
2. 給与の年間収入額が2,000万円を超える人
3. 給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える人
4. 同族会社の役員やその親族で、その同族会社から貸付金の利子や店舗などの賃借料などの支払を受けた人
5. 二か所以上から給与を受けた人

申告をすれば払いすぎた税金が戻る人

適用を受けるには、要件がありますので事前にご確認ください。

マイホームを購入

マイホームをローンで
購入した場合

高額な医療費の
支払

家族で1年間に支払った
医療費の合計額

ふるさと納税などの
寄附をした場合

国や地方公共団体、
日赤等への寄付

e-Taxによる申告

5,000円の税額控除

納税協会にお気軽にご相談下さい!

会員の皆様だけの特典!

2月16日(月)から3月12日(木)納税協会での無料相談はお電話でのご予約ができます。

専門の税理士がご相談をお受けします!

混雑の状況によりお待ちいただく場合もありますのでご了承下さい。TEL 06-6908-0631



納税協会はお役に立ちます

確定申告の流れ

確定申告の流れは、大まかに以下ようになります。

必要書類の準備

確定申告の準備

確定申告書の作成

確定申告書の提出

納付又は還付を受ける

e-Taxなら
5,000円の
控除

※一定の条件が必要です

ご相談にこられる前に

確定申告には、必要となる書類があります。
自分が申告したい内容に応じて準備してください。

- ・ 事業所得や不動産所得のある人は、収入や支出の金額
- ・ 給与所得、公的年金等の源泉徴収票
- ・ 医療費の領収書、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
- ・ 生命保険料の控除証明書、地震保険料の控除証明書
- ・ 寄付金の受領書など
- ・ 19年分の申告書の控え(昨年申告された方)
- ・ 印鑑、筆記用具など

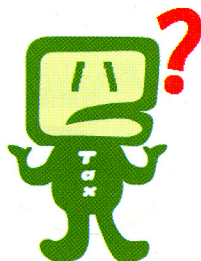


要チェック



確定申告書の準備

※事前に税務署から申告書が送付されている人は、ご持参下さい。



申告書A

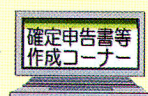
申告する所得が給与所得や年金などの雑所得、配当所得、一時所得だけの方が使用できます。

申告書B

所得の種類にかかわらず、誰でも使用できます。

申告書の作成は、国税庁ホームページの
(www.nta.go.jp)

便利な「**確定申告書等作成コーナー**」で!!



画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色決算書などを作成できます。作成した申告書などは、プリンタを使って印刷した「**書面**」により、税務署に提出することができます。

まだ間に合います！ 還付申告

サラリーマンの皆さんも確定申告をすることで
納めすぎた税金が戻る場合があります。

お急ぎください！

還付申告とは

過去5年間さかのぼれます！！

確定申告をしなくてもよい人でも、源泉徴収された所得税額や予定納税をした所得税額が年間の所得金額について計算した所得税額よりも多いときは、確定申告をすることによって納めすぎた所得税が還付されます。

この申告を還付申告といいます。還付申告ができるのは、その年の翌年の1月1日から5年間です。



還付申告の具体例

納めすぎた税金が戻る場合があります！！

サラリーマンの人は、次のような場合に還付申告をすることができます。

1. 年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっているとき
2. 一定の要件を満たすマイホームの取得、増改築などをして、住宅ローンがあるとき
3. 多額の医療費を支出したとき（領収書が必要です。）
4. 日赤や政党などへの寄附やふるさと納税をしたとき
5. 災害や盗難などで資産に損害を受けたときなど
（一定の要件を満たす必要がありますのでご注意ください。）



還付申告をするときの注意事項

更正の請求ができます！！

既に還付申告を提出した人が、その申告した年分について、還付を受けるべき税金がまだある場合には、還付申告ではなく、更正の請求という手続きを取る必要があります。この更正の請求ができる期間は、原則として還付申告書を提出した日または所得税の法定申告期限のうちいずれか遅い日から1年以内です。

納税協会推奨ソフト、税務関連書籍、帳簿等の取扱い

「会計王10」、「給与王10」、「みんなの青色申告10」は電子申告システム **e-Tax** 連携対応！



会計王10



みんなの青色申告10



確定申告の手引



複式帳簿

平成20年分確定申告

無料相談所の開設のお知らせ

期 間 平成21年2月16日(月)～3月12日(木)

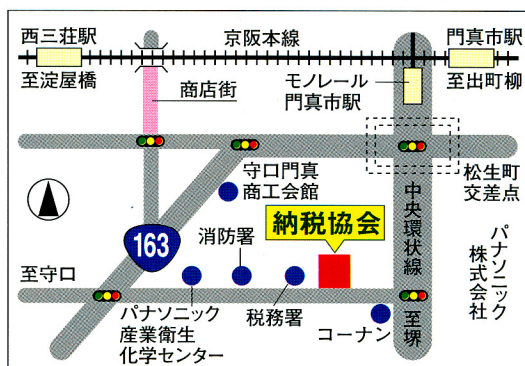
※土、日を除く。但し、2月22日と3月1日の
日曜日は開設いたします。

受付時間 午前10時～11時30分
午後1時～3時

会 場 社団法人 門真納税協会1階会議室
※混雑の状況により、受付時間を繰り上げる
場合があります。

会員限定!

お電話でご予約ができます。
専門の税理士がご相談をお受けします。
お待ちいただく場合がございますのでご了承下さい。
TEL 06-6908-0631



門真税務署からのお知らせ

平成20年分の門真税務署の確定申告会場は「**守口門真商工会館**」です!

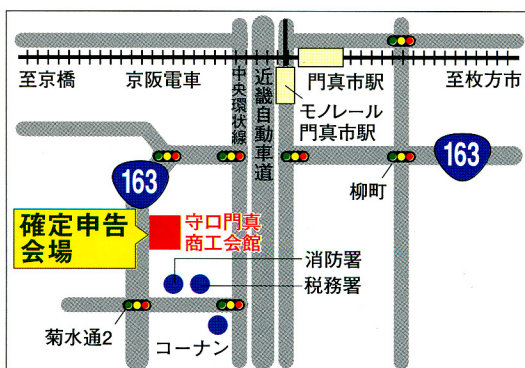
開設期間 平成21年2月2日(月)～平成21年3月16日(月)

※土・日・祝日を除く。但し2月22日(日)・
3月1日(日)は開設しております。

(注)この期間中は門真税務署庁舎内では
申告相談を行っておりません。

開設時間 午前9時～午後5時

場 所 守口門真商工会館(門真市殿島町6-4)
※会場の駐車場(有料)には限りがあります
ので、お車でのご来場はご遠慮ください。
門真税務署 TEL 06-6909-0181



はじめてみませんか!
ネットで申告、e-Tax

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

www.e-tax.nta.go.jp

イータックス



検索

お役に立ちます! 納税協会

納税協会は、会員のために役立つ活動を行っております。